

◎新潟県告示第1013号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、五頭連峰、佐武流山、十字峡、湯之谷奥只見湖、鳥屋野潟、笠堀及び能生鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 五頭連峰鳥獣保護区

(1) 区域

阿賀野市所在国有林野下越森林計画区内113、114、115、116、117、118、119の各林班、120林班中い1、い2、い3、い4、い5、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、は、ハ1、ハ2、ハ3、ニ1、ニ2の各小班及び国有林野下越森林計画内に介在する阿賀野市勝屋字広川原、葦平の民有地の区域並びに阿賀野市勝屋字大荒川1830-16、1830-17、1830-20、1830-21、阿賀野市大室字大室山3946-153、3946-159、3946-160、3946-184、3946-185、3946-186、3946-187、3946-189、3946-190、阿賀野市今板字葎沢1355-11、1355-12及び阿賀野市今板字山ノ下706-1、706-4、の県有地の区域並びに東蒲原郡阿賀町所在国有林野下越森林計画区内205林班、206林班中い、ろ、は1、は2、に1、に2、ほ、へ、と1、と2、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、ち6、り3、り4、り5、ぬ1、ぬ2、イ1、イ2、ロの各小班、207林班中ほ2小班、208林班中へ2、と2の各小班及び209林班中へ2、と2の各小班的区域、並びに中ノ沢溪谷森林公園のうち阿賀町中ノ沢小鱒谷1344-6及び1344-7の区域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息域

イ 指定目的

当該地域は五頭山を中心とし、付近一帯はブナ林を主体とした天然林に覆われ、ミズナラ、ユキツバキ、オオバクロモジ等の植物も見受けられる。500～1,000メートル位の山塊郡に囲まれ、国有地であるため乱開発もされず、アカゲラ、コゲラなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、県立自然公園にも指定されており、青少年を対象とした自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 佐武流山鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,191.5メートルの佐武流山を起点とし、ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み、赤倉山(1,938.4メートル)を経て国有林中越森林管理署第45林班と第46林班の境界に至る。ここから同境界を東方へ進み、同第45、第44、第65林班と第46、第47、第48、第64林班の境界線を進み赤湯山(1,655.0メートル)に至る。ここから同第65、第40林班と第66林班の境界線を進み、同第66林班と第69林班の交点に至る。ここから大栃沢を南方へ進み、さらに稜線を南東へ進み筍山(1,789.7メートル)に至る。ここから国有林中越森林管理署第67、第62、第61林班と第72、第73、第74、第76林班の境界線を進み新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を西方へ進み、上ノ倉山(2,107.8メートル)、忠治郎山(2,084メートル)を経て、新潟県・群馬県・長野県の県境に至る。ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、コルリ、コガラなどをはじめとする多様な鳥獣とともにイヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

広葉樹林、針葉樹林など鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 十字峡鳥獣保護区

(1) 区域

三国川上流の十字峡を起点とし、ここから稜線を北東へ進み国有林界との交点に至る。ここから国有林界を東方へ進み、起点の北東1,150メートルの位置に至る。ここから北西へ進み、黒又沢に至る。ここから同沢を北方へ進み、御神楽沢との合流点に至る。ここから同沢を北西へ進み、稜線をたどり国有林中越森林管理署第164林班と第166林班の境界に至る。ここから同境界を北方へ進み、六日町と大和町の町境に至る。ここから湯之谷村と六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を南方へ進み、丹後山(1,808.6メートル)、下津川山(1,927.7メートル)を経て国有林中越森林管理署第149-I林班と第156林班の境界に至る。ここから同第156林班と第149-I、第151、第152、第153、第154林班の境界線を進み国有林界に至る。ここから国有林界を東方へ進み、国有林中越森林管理署第158林班と第160-III林班の境界に至る。ここから同第158、第159、第160、第160-I林班と同第160-III、第160-II林班の境界線を進み下津川に至る。ここから下津川を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は低木林などからなる地域であり、イワツバメ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥獣とともに、イヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 湯之谷奥只見湖鳥獣保護区

(1) 区域

①から②を除いた区域。

① 魚沼市(旧広瀬地区)のこったが山(910メートル)を起点として稜線を東へ進み、足沢山(1,107メートル)を経て、国有林中越森林計画区中越森林管理署内231、279、278、228、227の各林班を経て、前毛猛山(1,233.5メートル)で福島県との県界に至る。

ここから同県界を稜線沿いに南に進み、毛猛山(1,517.1メートル)、大島岳(1,318.4メートル)、奥只見湖を経て尾瀬ヶ原で群馬県との見界に至る。

ここから同県界を北西に進み、平ヶ岳(2,140メートル)、藤原山(1,750メートル)、兎岳(1,926メートル)、を経て中ノ岳(2,085メートル)に至る。

ここから尾根伝いに北に進み、越後駒ヶ岳(2,002.7メートル)に至り、さらに北東に登山道を下り、小倉山(1,378メートル)を経て一般県道駒の湯温泉線に至り、さらに同県道を北に進み国道352号線との交差点に至る。

ここから北東に尾根伝いに進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内252、251の各林班を経て津久の岐山(810.1メートル)で旧北魚沼郡湯之谷村及び旧北魚沼郡広神村との村界に至り、さらに尾根伝い村界を北西に進み、旧山道(湯之谷越)に至る。

ここから同山道を北東に進み、明神山山道及び明神山(759.9メートル)に至り、さらに国有林中越森林計画区中越森林管理署内249、250、232の各林班を経て黒又川ダム湖に至る。

ここから同湖を国有林界沿いに北に進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内231林班を経て同湖右岸を北に進み、黒又川第二発電所に至り、さらに同発電所から尾根伝いに北に進み、起点と結ぶ内部一円。

② 魚沼市(銀山平地内)の奥只見ダム湖と日向倉沢との接点を起点とし、ここから尾根伝いに北に進み、国有林中越森林計画区中越森林管理署内241林班に至る。

ここから同林班界を尾根伝いに西に進み、242、253、256の各林班と民有林の境を経て、国有林班255林班イ1小班とね2小班の林小班界を東に進み、荒沢岳(969メートル)に至る。

ここから稜線を東へ進み、東ノ城(1,514メートル)を経てグミ沢を北に進み、奥只見ダム湖岸へ至り、

さらに同湖岸を北西に進み起点と結ぶ区域一円。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域には森林、草原、高山、亜高山ごとにそれぞれの自然環境に適応した様々な鳥獣類が生息し、特にイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類の生息地として日本でも有数の地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、地域の生物多様性の拠点の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 鳥屋野潟鳥獣保護区

(1) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点とし、市道弁天橋姥ヶ山線を南に進み、市道南7-238号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み市道7-219号線を経て鳥屋野潟南側の土手上の農道との交点に至る。ここから同農道を西に進み清五郎部落入口で市道清五郎線との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道南7-325号線に至る。ここから同市道を南に進み市道嘉瀬蔵岡線との交点に至る。ここから同市道を西に進み市道南7-221号線を経て新堀排水路に至る。ここから同排水路北に進み上沼橋、市道南7-69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから同市道を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を東に進み桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地

イ 指定目的

当該地域は、コハクチョウ、オオハクチョウ、マガン、ヒシクイをはじめとする渡り鳥の重要な渡来地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が越冬地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 笠堀鳥獣保護区

(1) 区域

三条市所在中越森林管理署管内国有林436林班中、い小班、ろ小班的全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

希少鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、岩はだの露出した急しゅんな地形からなり、当県内において、天然記念物であるニホンカモシカの生息地として、生息密度が高く、これらの保護及び生息環境の保全を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、希少鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

7 能生鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字能生地内の国道8号線と市道榎能生線との交差点を起点として、同国道を北東に進み同市大字百川地内の市道百川線との交差点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道山王線との交差点から同山王線を南東に進み、農道猫岩線、同グミ平線、市道大王下村線を経て市道大王線との交差点に至る。ここから、同大王線を南東に進み同市大字大王地内の市道榎能生線との交差点に至る。ここから、市道榎能生線を西に進み、市道丸山線との交差点に至る。ここから、市道丸山線を北東に進み、同榎能生線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ウグイス、ヤブサメ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。